

# 軽油引取税の課税免除の特例措置（鋳さいバラス製造業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉄鋼スラグ製品の供給体制の確保を通じた資源の有効利用等を促進する。

当該措置の政策体系における位置づけ

○4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展  
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)）

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、地方税法施行令附則第10条の2の2第9項  
創設年度：昭和39年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

<地方税法施行令附則第10条の2の2第9項>  
9 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械又は措置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。  
鋳さいバラス製造業：鋳さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鋳さいの破碎又は鋳さいバラスの集積もしくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

<現行制度の概要>  
鋳さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る）の事業場内において専ら鋳さいの破碎、鋳さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき15,000円（15円/L）の課税を免除する。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額（億円）	1.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.2	1.1

（出所）鉄鋼スラグ協会ヒアリングより

③ アクティビティ

○幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鋳さいを再生資源に利用できるよう加工する鋳さいバラス製造業は、その多くが中小企業であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鋳さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。  
本制度により、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備し、鋳さいバラス（鉄鋼スラグ製品）製造事業者の経営の安定化を図るとともに、鉄鋼スラグ製品の供給体制の確保を通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減に寄与する。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	13	13	10	10	9	8	7
適用額（億円）	1.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.2	1.1

（出所）鉄鋼スラグ協会ヒアリングより

# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○軽油引取税の課税免除により、重機燃料（軽油）コストが低減
⑤ 短期アウトカム	○鉱さいバラスの製造に係る燃料コストの低減 指標：単位生産量あたりの削減効果 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○鉱さいバラスの製造に係る燃料コスト低減により事業者の経営安定化を図ることで、供給体制を維持し、鉱さいの利用率を維持する。
⑥ 中期アウトカム	○鉱さいバラスの供給体制の確保 指標：事業者数及び鋼さいの利用率 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和6年度～令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○鉱さいバラス製造事業者の経営安定化を図り、事業を継続することで、鉄鋼スラグ製品の供給体制を維持し、鉱さいの安定的な利用を通じた資源の有効利用を促進する。
⑦ 長期アウトカム	○鉱さいバラスの供給体制の確保 指標：事業者数及び鉱さいの利用率 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和6年度～令和10年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
鉱さいバラス製造事業者への調査	業界団体調査によるデータであり、詳細な適用状況の把握が可能であるため
総務省「道府県税の課税状況等に関する調」	事業者数の把握のため

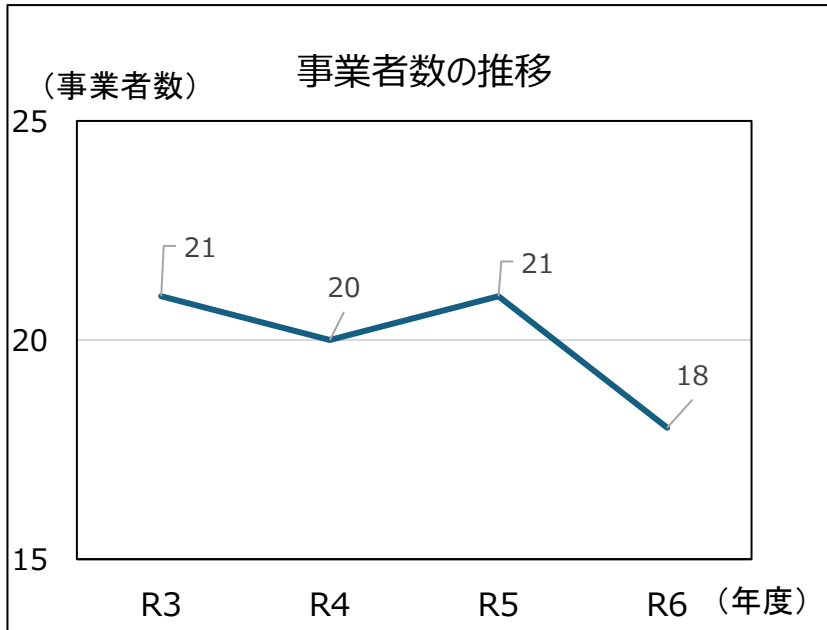
●分析手法：時系列比較分析  
 選定理由：同一業種内で時系列的に比較することで、各アウトカムに対する本措置の必要性を把握するため。

## <短期アウトカム>

年度	令和5年度	令和6年度	令和5、6年度平均
免税軽油使用量 (KL)	4,370	3,812	4,091
減税額 (百万円)	140	122	131
生産量トン当たりの削減効果 (円)	26.0	25.5	25.7
生産量 (千トン)	5,401	4,809	5,105

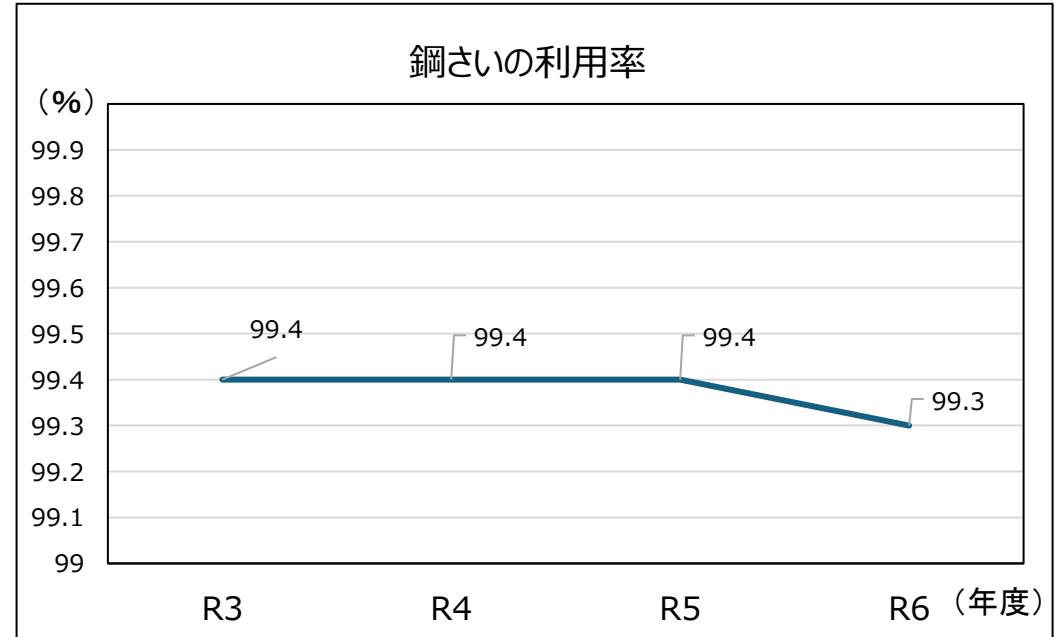
(出典) 鐵鋼スラグ協会調べより作成

## <中期アウトカム>



(出典) 総務省 都道府県税の課税状況等に関する調

## <長期アウトカム>



(出典) 鐵鋼スラグ協会調べより作成

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○ 鉱さいバラスの生産に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりの削減効果 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和6年度</p> <p>【達成状況】 令和6年度・・・25.5円/トン</p>	<p>○ 鉱さいバラスの供給体制の確保 指標：事業者数及び鉱さいの利用率 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和4年度～令和6年度</p> <p>【達成状況】 令和4年度・・・20 令和5年度・・・21 令和6年度・・・18</p>	<p>○ 鉱さいバラスの供給体制の確保 指標：事業者数及び鉱さいの利用率 目標値：前年同水準の維持 対象期間：令和3年度から令和6年度 ※令和3年度税制改正にて対象者を中小事業者に限定</p> <p>【達成状況】 令和3年度・・・99.4% 令和4年度・・・99.4% 令和5年度・・・99.4% 令和6年度・・・99.3%</p>
② 達成できていない場合の要因	○	○	○
③ 政策効果等	○事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点から鉱さいバラスの安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられる。		
⑤ 見直しの方向性	○国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため延長を検討。		

主担当部局：経済産業省 製造産業局 金属課金属技術室  
 共管担当部局：-